

青森県報

第五百四十四号

令和四年
十二月二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南部地域) ……四
- 右 同……………(八幡民局) ……四
- 議 会
- 青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(総務課) ……四
- 青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程……………(同) ……四

告 示

示

青森県告示第六百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	訪問看護ステーション白生会	訪問看護	五所川原市中平井町一四二	令和四・二・二五	令和四・三・三

青森県告示第六百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	訪問看護ステーション白生会	訪問看護	五所川原市中平井町一四二	令和四・二・二五	令和四・三・三

青森県告示第六百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二二の二	シェアハウスらぼーる宮園	弘前市大字宮園三丁目二の五四	令和四・三・一
障害福祉サービスの種類	共同生活援助			
障害福祉サービスを行う所				

青森県告示第六百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
やすらぎ薬局	八戸市白銀町左新井田道二の一七	令和四・三・一
なごみ薬局	八戸市田向五丁目一七の二六	〃
I&H東青森薬局	青森市南佃一丁目二の五	〃

青森県告示第六百三十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の一〇四
 - 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同法第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量

個人番号利用事務系端末等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年十一月七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービ

青森市新町二丁目六の二九

六 落札金額

四百七万四千七十円

七 落札者を決定した手続
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和五年三月一日から令和十年二月二十九日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）

八 入札の公告を行った日
貸借借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

令和四年九月二十六日

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字青女子字有原四〇七	畑	五二

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和五年三月一日	五年	二、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月十六日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を令和四年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月二日

中南地域県民局長 澁谷俊一樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を令和四年八月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月二日

三八地域県民局長 富谷正行

議

会

青森県議会訓令第二号

青森県議会議会事務局職員の一般
議会議事事務局職員一般
青森県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二日

青森県議会議長 三橋一三

青森県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会議事事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会議訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「㉞」を「㉞」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県議会告示第一号

青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月二日

青森県議会議長 三橋一三

青森県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

青森県議会委員会傍聴規程（平成二十五年十二月青森県議会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉞」を「㉞」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円